

消防署 紙上公開シリーズ

火 災 調 査

火災が消防隊の活動により消火されたあとこの火災の原因と損害調査を消防署は行います。火災調査事務は発生した火災の原因と損害を明らかにし、火災予防対策の資料とするため消防法にもとづき行われるものであります。火災調査は火災原因調査と火災損害調査にわけることができます。火災原因には



一般火気使用設備によるもの、不適当な火気使用によるもの、又は電気、ガス、危険物等によつて異なるため消防署員は常にこれらの火災危険と火災事例、各種業態別の特有火災危険を研究し、調査技術の向上につとめ原因調査に当つてはこの知識、事例を駆使して原因の究明を行い、損害調査には常に経済界の動向に目をむけ物価の変動、建築物の評価方法等研究し適正な時価損害額を算定しなければなりません。火災調査には物的調査と同時に人的調査が併行して行われます。火災に関係ある者に対する質問は特に関係者の立場を尊重し、慎重に行わなければなりません。

火災調査はまた警察が行う放失火犯罪の捜査と重複するため大部分の火災は消防署、警察署合同で現場調査が行われることが多く、刑事法における証拠主義は近時消防の火災調査も重要視され、しばしば検察官に対する調査資料の提出、火災原因の鑑定、公判証人として要請されております。

◆ 申出は随時でき
ます
いままで補充選挙人名簿の登録の申出は、選挙が行なわれるたびに一定の期間に限つてできることになっていましたが今回の改正により年令満20年に達した者は年令満20年以上の者で他市町村から富士市へ転入して

◆ 申出は本人に限つてできます
いままでは、第3者が申請することもできましたが、今回の改正により申出及び申請は本人に限つてできるようになりました。

◆ 申出は必ず文書
によりなければなりません
11月ごろから火の気をもく使用する季節となりますので、火災が非常に多くなり、また気象条件も悪いので、大火になりやすいので11月26日から12月2日

◆ 秋の火災予防運動はじまる
11月ごろから火の気をもく使用する季節となりますので、火災が非常に多くなり、また気象条件も悪いので、大火になりやすいので11月26日から12月2日

◆ タバコは市内で買ひましょう
お互いに火の元には十分気をつけましょう。

いつでもできる

補充選挙 人名簿 の登録申出

公職選挙法の一部が改正されました。

◆ 申出は随時でき
ます
いままで補充選挙人名簿の登録の申出は、選挙が行なわれるたびに一定の期間に限つてできることになっていましたが今回の改正により年令満20年に達した者は年令満20年以上の者で他市町村から富士市へ転入して

◆ 申出は本人に限つてできます
いままでは、第3者が申請することもできましたが、今回の改正により申出及び申請は本人に限つてできるようになりました。

◆ 申出は必ず文書
によりなければなりません
11月ごろから火の気をもく使用する季節となりますので、火災が非常に多くなり、また気象条件も悪いので、大火になりやすいので11月26日から12月2日

◆ 秋の火災予防運動はじまる
11月ごろから火の気をもく使用する季節となりますので、火災が非常に多くなり、また気象条件も悪いので、大火になりやすいので11月26日から12月2日

火の用心

秋の火災予防運動はじまる

11月ごろから火の気をもく使用する季節となりますので、火災が非常に多くなり、また気象条件も悪いので、大火になりやすいので11月26日から12月2日

◆ タバコは市内で買ひましょう
お互いに火の元には十分気をつけましょう。

名簿の登録申出制度のあらましです。なお細部については選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

◆ 最近の火災の出火原因は、タバコ、弄火コンロ、煙突の過熱などの順になっていますが全国的にはタバコの不始末による火災原因が4年連続1位となっていることは特に注目されます。また昨年一年間、富士市における出火件数は、39件で損害額は1千36万3千円、このうち1月から10月まではすでに32件を数え、その損害額は1億1千8百5万円に達しております。お互いに火の元には十分気をつけましょう。

第3次陸、海、空士

自衛官を募集

18才以上25才未満の日本国籍の男子
受 付………11月30日まで毎日受付ます
志願票は市役所市民課窓口にあります。

川に「ゴミ」を捨てるのはやめましょう

市では河川の維持管理に春の砂さらいを行ない延4,000人と年間約2,000万円のお金を使っています。私たちの手で私たちの町をきれいに美しくしましょう。

またゴミ容器のない家庭では、いまずぐに備えつけ備えつけた場所を市役所保健衛生課に連絡してください。

市役所の執務時間変る!

11月1日から明春3月31日まで次のとおり時間が変わりましたのでお知らせします

平日………午前8時30分～午後4時30分まで